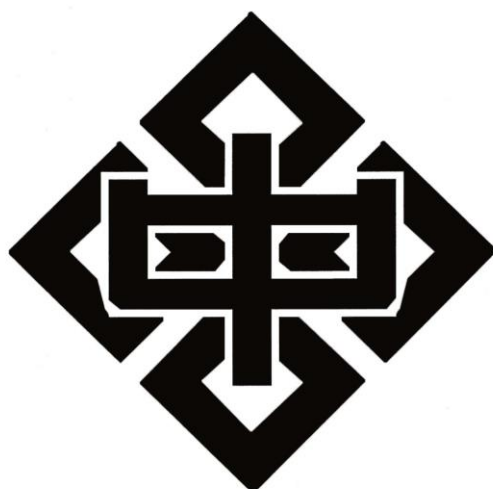


令和6年度
学校いじめ防止基本方針



高島市立朽木中学校

〒520-1401

滋賀県高島市朽木市場1055番地

電話 0740(38)2314

FAX 0740(38)3227

目 次

I いじめ対策の基本的な考え方 = = = = = P.1～3

- 1 はじめに
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 3 いじめの定義（法第2条より）
- 4 いじめの認知
- 5 いじめの解消

II 学校における施策 = = = = = P.3～4

- 1 学校の基本施策
- 2 学校の取組
- 3 いじめの防止等の対策のための組織
- 4 行動計画および年間計画
- 5 重大な事態への対処
- 6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

III 資料 = = = = = P.5～9

- 1 朽木中学校の取組
- 2 いじめ防止等の対策
- 3 いじめが疑われる事案への対処
- 4 教職員の指導力向上
- 5 家庭との連携
- 6 地域との連携
- 7 いじめ防止等の対策のための組織
- 8 行動計画および年間計画

I いじめ対策の基本的な考え方

1 はじめに

生徒指導上の喫緊の課題となっているいじめ問題への対応について、「いじめ防止対策推進法」では、いじめの定義を、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め、社会全体における克服すべき重要課題となっている。

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との認識を明確にもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる学校の風土があれば、子どもは温かい人間関係の中で、自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。

このようなことから、すべての生徒の思いや夢が叶えられ、豊かな人間力、社会性が培える学舎を実現するために、朽木中学校では「学校いじめ防止基本方針」を定め、関係機関や地域住民、家庭と適切に連携し、学校全体でいじめの防止および早期発見・迅速な対処により、問題の解決を目指していく。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、すべての生徒が互いを認め合い、安心して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめのない社会にすることを旨として行われなければならない。加えて、いじめを受けた生徒の生命や心身を保護することが特に重要であり、学校や地域住民、家庭との連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。いじめは、いかなる理由があっても絶対にしてはいけないという信念のもと、厳しくかつ粘り強く指導にあたる。

3 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめの認知

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾、スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団等、当該生徒との何らかの人的関係を指す。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについては、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合は、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。また、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が、謝罪して良好な関係を再び築くことができた場合は、「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、どんな場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「いじめ防止対策委員会」へ速やかに報告し、適切な方針について検討することが必要である。

「いじめ」の中には、触法行為や犯罪行為として取り扱われているべきと認められ、早期に子ども家庭相談センターや警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに子ども家庭相談センターや警察に通告または通報することが必要なものもある。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮したうえで、早期に連携した対応を取ることが必要である。

また、いじめの認知について、すぐに解決まで行かないケースも含まれる。継続指導を要するものも本校では認知する。

5 いじめの解消

次の要件が満たされているか確認する。

- ①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。
- ②いじめの行為により、心身の苦痛を感じていないかどうかを生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

II 学校における施策

I 学校の基本的施策

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」ものであることを十分認識するとともに、以下の点を踏まえて、適切に対応する。

- (1)「いじめることは人として絶対に許されない行為である」との強い認識をもつ。
- (2)いじめられている子どもの立場にたった親身の指導を行う。
- (3)いじめ問題は、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

(4)いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題である。

(5)家庭・学校・地域住民などすべての関係者がそれぞれの立場からその責務を果たす必要があり、地域を挙げての取組も重要である。

2 学校の取組

(1)教職員の取組

- ・いじめの未然防止と早期発見、迅速な対応に努め、いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組む。
- ・職員研修の充実を図る。
- ・説明責任を果たす。

(2)生徒の取組

- ・校友会の仲間づくり活動を通じて、いじめのない安心できる学校をつくる。
- ・いじめに関する啓発活動（校内放送、劇、掲示物、いじめ撲滅宣言等）を実践し継続していく。

(3)保護者の取組

- ・子どもを見守り、向き合う。
- ・子どもがいじめをしないように、保護者として指導を行うよう努める。
- ・学校と協力して解決にあたる。

3 いじめの防止等の対策のための組織

- ・いじめの防止や早期発見、いじめ事案等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を置き、組織的にこの問題に取り組む。

4 行動計画および年間計画

- ・いじめの防止や早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、行動計画および年間計画を作成、推進する。
- ・いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す。

5 重大な事態への対処

- ・事実関係を明確にするための調査や市教育委員会への報告等、法や国の基本方針に基づいた対処を行う。

重大事態とは（法第28条第1項より）

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

6 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し

- ・「ストップいじめ行動計画」、「ストップいじめ行動年間計画」を学校の実状に即して機能しているかを「いじめ防止対策委員会」で点検、評価し、教職員全員で共有する。
- ・PTAの行動計画も、PTAの役員会において評価をして見直しを行う。
- ・学校運営協議会の議案に挙げて意見を求める。

Ⅲ 資料

1 朽木中学校の取組

(1)正義感や人権尊重の意識等の育成

- ・全教職員が、それぞれの指導場面で好機を逸せず、毅然とした態度で指導し、生徒の正義感や人権尊重の意識等を育成する。

(2)守り抜くことの宣言

- ・全校集会等で、「いかなる場合もいじめは犯罪であり、してはいけないこと」と「いじめられた生徒を教職員全員で守り抜くこと」を宣言する。

(3)わかる授業の創造

- ・わかる授業を通して「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育む。

(4)道徳教育や特別活動の充実

- ・道徳教育の充実を図り、「正義」と「思いやり」「生命の尊重」の心情を育む。
- ・特別活動の充実を図り、「いじめを見抜き、正しく対処する力」(インターネットを通じて行われるいじめへの対処を含む)や「豊かな人間関係」を育む。

(5)生徒との信頼関係づくり

- ・生徒が悩みを気軽に相談できるように、日頃から信頼関係づくりに努める。

(6)認め合い、相談できる集団づくり

- ・一人ひとりの違いを認め合い、悩んだときに友だちに相談できる雰囲気になった学級集団づくりに努める。

(7)生徒による主体的な活動の指導と助言

- ・学級活動や校友会活動において、いじめ対策に係る集会を設ける等して、生徒同士が支え合う主体的な活動の場を設定する。

(8)コミュニケーション能力の養成・集団づくり

- ・縦割り清掃など縦割りグループでの交流、保幼小中一貫教育に伴う園児や小学校児童との異学年交流を積極的に行う。

(9)インターネットを通じて行われるいじめへの対策

- ・スマートフォン等の使用について学級活動等で指導すると共に、PTA総会等で説明したり、研修会を実施したりして保護者の協力を求める。

2 いじめ防止等の対策

(1)原則、いじめ防止対策委員会(情報交換会)を毎日開催

- ・校長の指示伝達 ・生徒の情報共有と対応の協議 ・保健室からの情報共有等

(2)アンケートの実施

①生徒アンケート

- ・学期初めのスタートアンケート(年3回実施)
- ・振り返りアンケート(月1回、最終週の水曜日実施)
- ・いじめについてのアンケート(7月、12月、3月に実施、無記名)

②保護者アンケート

- ・学年始めアンケート
- ・教育相談旬間前アンケート(学期に1回)

(3)積極的な教育相談

- ・各学期に教育相談旬間を設定し、個人面談を実施する。
- ・家庭訪問や電話で話す機会を活用し、教育相談を行う。

- ・休み時間や放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握し、日頃から信頼関係づくりに努める
- ・「いじめ相談窓口」となる教職員を指定（いじめ対応担当）して、生徒や保護者に周知する。
- ・学級担任だけでなく、生徒が相談しやすい教職員を選べる教育相談を行う。

(4)見守り活動

- ・授業中、昼休み、部活動、下校時の見守り活動を行い、全教職員の目で生徒の見守りを行う。

(5)情報交換会等の実施

- ・全教職員が子どもの些細な変化や悩みについて情報を共有できるよう定期的に情報交換会（「いじめ防止対策委員会」、「運営委員会」、「職員会議」）を行い、組織的に指導や支援を行う。

3 いじめが疑われる事案への対処

- 問題の発見・解決には一刻、一瞬を大切に、早期に対応する。
- 解決の方向は、具体的に決定する。
- 問題には、全教職員が、一致して当事者として対応する。
- 問題が発生したら、解決を確認するまで、追求する。
- いじめ防止対策委員会での審議の内、「個人名」や「家庭の事情」等、必要とみなされるものは、非公開とする。

〈教職員が発見したとき〉

- (1)いじめが疑われる事案に気づいた際は、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開き、速やかに方針を決定し、組織的に対応する。
- (2)日頃から SC、SSW、各関係機関との連携を密にし、いじめが発生した際には迅速かつ適切に協働し、いじめの早期解決に努め、事後においても、関係生徒のケア等に取り組む。
- (3)5日以上たっても改善がみられない時は、具体的方針(重大な事態への対処)を立てる。

※ネット上の不適切な書き込み等は、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるため、プロバイダに対して削除を求める等必要な措置を講じる。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに高島警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 教職員の指導力向上

(1)教職員の研修会への参加

- ・いじめ防止に係る研修、人権教育の研修だけでなく、教科指導の研修等にも意欲的に参加し、指導力の向上に努める。

(2)校内研修の充実

- ・定期的に職員研修会を実施し、いじめ防止や早期発見・適切な対応ができる力を伸ばす。
- ・いじめの定義の周知徹底をはじめとしたいじめに関する職員研修会を実施する。

5 家庭との連携

(1) 保護者と学校が一体となった学校づくり

- ・学校の取組や生徒の様子を学校だよりや学級（学年）通信、HP等で情報発信を行い、PTAとの協力関係を深め、保護者と学校が一体となった学校づくりを進める。また必要に応じて、保護者会を開催する。

(2) いじめへの対応

- ・家庭訪問や電話で話す機会を活用し、保護者との連絡をより密にして、生徒の些細な変化や悩みを早期に気づき、保護者と協力し合いながらいじめの未然防止、早期発見に取り組む。

(3) PTA活動の促進

- ・「いじめの未然防止」等生徒指導に関する研修会を朽木中学校区で実施する。
- ・PTAの会議でいじめの取組を説明し協力を求めたり、保護者アンケートを実施したりするなど、教職員と保護者が生徒の様々な課題等に対して、共通認識をもてるように取り組む。

6 地域との連携

(1) 学校運営協議会との連携

- ・学校運営協議会にいじめ対策にかかる取組状況を積極的に相談し、幅広い意見を求める。

(2) 地域への働きかけ

- ・学校の取組や生徒の様子を学校だよりやHP等で積極的に地域へ情報発信し、生徒に関する課題について、理解と協力を求める。

7 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 名称

- ・学校いじめ防止対策委員会とする。

(2) 構成

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、いじめ対応担当（必要に応じて、スクールカウンセラー、学級担任）

(3) 役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中心となる。

- ① いじめの相談・通報の窓口となる。
- ② いじめの疑いに関する情報の収集と整理、共有と記録を行う。
- ③ いじめの解消についての判断を行う。
- ④ 事案が生じたときの方針決定と対応と支援を行う。
- ⑤ 重大事案が発生したときの、学校組織の母体となる。

令和6年度ストップいじめ行動計画

わたしたちは、いじめをしない させない 見逃さない

教職員

いじめを許さない学校づくりに一丸となって取り組みます

- いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢で指導に努めます。
 - 全教職員が一丸となって、指導場面で好機を逸せず、毅然とした態度で指導し、生徒の正義感や人権尊重の意識を育成します。
 - 小規模校の特性を生かし、全教職員が全生徒と関わり、信頼関係づくりに努めます。
 - わかる授業、魅力ある授業を通して「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定力」を育みます。
 - 各教科で「読み解く力」の育成を踏まえ、生徒どうしのつながりを深め、人間関係の質の向上に努めます。
 - 道徳教育を充実し、正義と思いやり、生命の尊重などの心情を育みます。
- また、特別活動の充実を図り、いじめを見抜き正しく対処する力や、豊かな人間関係を育む力を育成します。
- 「いじめをしない、させない学校づくり」を校友会・学級活動等で取り組みます。

未然防止と早期発見に努めます

- いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるものであるという危機意識を常に持ち行動します。
- 生徒の小さな変化に気づいたら、情報を共有し教員間や保護者との連携を密にします。
- 教育相談を充実させ、担任・部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー等多くの関わりを活用します。
- 振り返りチェックシートで気になる生徒の情報交換を毎日行い、早期発見、早期対応に努めます。
- 学級担任だけでなく多くの教職員がかかわる教育相談の工夫を行います。
- 生徒に携帯やスマホ等の使用方法や情報モラルについて指導するとともに、研修会等で保護者に協力を依頼します。

職員研修の充実を図ります

- 生徒や保護者、地域から信頼される教職員を目指し、研修会に積極的に参加し指導力の向上を図ります。
- 生徒や保護者の思いを十分に理解するための研修会を実施します。
- 保幼小中の情報交換を通して、指導についての共通理解、共通実践を図ります。

指導体制の強化に努めます

- 職員の連携（報告・連絡・相談・確認）を充実し、迅速な対応と継続的な指導を行います。
- 休憩時間や給食時間、清掃時間等を共に過ごすことにより、生徒理解を深めます。
- 初期対応を個々の判断で遅らせることなく、「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- 保護者、地域、市教育委員会、外部機関との連携を密にします。

説明責任を果たします

- 学校だよりや、PTA総会、保護者懇談会等で日常の取組を発信し、保護者や地域との連携を図ります。
- 加害被害の保護者には、必ず「事実の報告」を迅速に行い、解決に向け理解と協力を求めます。

子ども

いじめのない学校をつくります

- 日常生活で、相手の気持ちを考えながら自己主張し合える学校にしていきます。
- 人の良い所を見つけ、悪い所を認め合える力を持ち、それをお互いに尊重し合える学校にしていきます。

いじめ撲滅宣言を振り返り、実践します

- 生徒一人ひとりが安心して学校生活をおくれるように、いじめ撲滅宣言などを振り返り、実践します。

保護者

子どもを見守り、向き合います

- さまざまな場と時間を共有し、家族の一員として役割を担い合う中で、互いに信頼しあい向かい合って生活していきます。

PTA活動を促進します

- 保護者会やひびきあい活動を通して親としての学びを深め、さらにその他日常でも保護者同士のコミュニケーションをしっかりととり、情報を共有します。

学校と協力し解決にあたります

- 「うちの子も よその子も みんな うちの子朽木の子」の思いで、朽木の子もたちを地域で育てていきます。

令和6年度「ストップいじめ行動年間計画」

月	教職員・児童生徒の取組や活動	PTA・地域の取組や活動
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■情報交換、指導記録の引継ぎ【小中連絡会・職員会議】 □いじめ未然防止に係る共通理解【職員会議】 ■●1学期スタートアンケート(生徒) ○学級開き、学級のルール作り【学級活動】 ●縦割り班活動開始【生徒会活動】 ■●第1回「振り返り」アンケート ■●「学年始め」アンケート(保護者) 	<ul style="list-style-type: none"> ▲いじめ未然防止についての協議【役員会】 ◇取組についての協議【学校運営協議会】
5月	<ul style="list-style-type: none"> ●いじめを許さない学校づくり・撲滅宣言【学級活動】 ●●「命について考える日」 ■●第2回「振り返り」アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ▲いじめ未然防止の協議・啓発【PTA総会】 ▲スマホ等SNSの使い方の指導要請【PTA総会】
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○体育祭を通した集団づくり【生徒会活動】 ■●1学期「教育相談旬間前」アンケート(生徒・保護者) ■1学期教育相談 ■●第3回「振り返り」アンケート ○地域貢献活動【生徒会活動】 	<ul style="list-style-type: none"> △体育祭への参加【体育祭】 △ノーマディアウィークの実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○全校仲間づくり(PA)【仲間づくり】 □生徒、保護者の意見集約【学校評価】 ■●いじめについてのアンケート ■●第4回「振り返り」アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ◇取組についての協議【学校運営協議会】 △ひびきあい活動
8月	<ul style="list-style-type: none"> □1学期取組の総括【校内研修】 	<ul style="list-style-type: none"> △環境整備作業【PTA事業】
9月	<ul style="list-style-type: none"> ■●2学期スタートアンケート(生徒) ○文化祭を通した集団づくり【生徒会活動】 ■●第5回「振り返り」アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> △文化祭への参加【文化祭】
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○全校仲間づくり(PA)【仲間づくり】 ◇朽木スポーツカーニバルへの参加【地域行事】 ◇朽木米まつりへの参加【地域行事】 ●2学期教育相談旬間前アンケート(生徒・保護者) ■2学期教育相談 ■●第6回「振り返り」アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ◇取組についての協議【学校運営協議会】 △ひびきあい活動
11月	<ul style="list-style-type: none"> ◇朽木文化祭への参加【地域行事】 ■第7回「振り返り」アンケート ○地域貢献活動【生徒会活動】 	<ul style="list-style-type: none"> ▲保小中合同研修会【PTA事業】 △ノーマディアウィークの実施
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■●いじめについてのアンケート ■●第8回「振り返り」アンケート ○□人権意識啓発の取組【学級活動、道徳、生徒会活動】 ■●人権に関する講演会 ■●第8回「振り返り」アンケート □生徒、保護者の意見集約【学校評価】 	<ul style="list-style-type: none"> △家庭での人権意識啓発の協力依頼 ◇地域住民とのトーク交流【住民自治協議会】
1月	<ul style="list-style-type: none"> ■●3学期スタートアンケート(生徒) ○百人一首大会の企画、運営【生徒会活動】 ■●第9回「振り返り」アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> △スキー教室の指導【学年行事】 ◇取組についての協議【学校運営協議会】
2月	<ul style="list-style-type: none"> ■3学期教育相談旬間前アンケート(生徒・保護者) ■3学期教育相談 ■●第10回「振り返り」アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> △ノーマディアウィークの実施
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■●いじめについてのアンケート ○3年生を送る会を通した集団づくり【生徒会活動】 ■情報交換【小中連絡会】 ■第11回「振り返り」アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> △3年生を送る会の参観【3年生を送る会】 ◇取組についての協議【学校運営協議会】
年間を通して	<ul style="list-style-type: none"> ■情報交換【毎日、職員会議】 ■いじめ防止対策委員会【毎日】 ■●振り返りアンケート【月1回】 ■「情報共有」の記入(日々の記録)【毎日】 ■気になる生徒への個別教育相談【随時】 ■気になる生徒の保護者との連絡・連携【随時】 □いじめ未然防止に関する講話【全校集会】 ○生徒会によるあいさつ運動【生徒会活動】 	<ul style="list-style-type: none"> △授業参観 ▲あいさつ運動 ▲いじめ未然防止についての協議【随時】

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動
 ◇：地域の取組や活動（特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける）